

きずな

SENBI

2020年10月

第2003号

新型コロナウイルスと経済

代表取締役社長 中田義秀

今年の気候は、例年になく異常続きの様子を呈しています。7月は、熊本県、岐阜県及び島根県などで甚大な被害をもたらした豪雨災害と長梅雨、8月は一転して連日の猛暑日と熱帯夜となり、コロナ禍の中での熱中症防止など暑さ対策に悩まされる日々が続きました。さらには、9月には例年になく海水温の上昇で猛烈な勢力を維持したままの台風10号が九州を始めとする西日本を襲いました。



この異常気象は、これからも継続して発生するのかと案じています。

さて、5月25日、国が新型コロナウイルスへの緊急事態を全国的に解除宣言した後、いったん減少傾向にあった感染者は小康状態となり、一向に終息への道が見えない膠着した状態となりました。

広島県も同様です。もはや何処に居ても感染のリスクは高くなっていると考えざるを得ない状況といえるでしょう。

私たち事業者は、コロナ禍における厳しい社会経済環境のもと、命と生活を両立させるため、大変厳しい判断と舵取りをすることも必要となってくると考えています。

一旦感染すれば、個人であれ会社であれ、その対応に計り知れない労力と時間を要することになります。

さらに心無い誹謗中傷など風評被害に侵されれば、会社は意図しなくても信頼を失い、最悪の場合、存続の危機さえ危惧すべき状態となるでしょう。

会社としても、今後、必要の都度、必要な情報を提供していきますが、皆様も今一度、自分自身の行動を見つめ直し、感染防止対策に万全を期してください。

そして、節目である第40期の上半期が終わりました。

コロナ禍によりこれまで受注していた業務が縮小や中止となりましたが、年初の計画した予算をほぼ計画どおり推移する見込みとなりました。また利益に関しても宮島口旅客ターミナルの施設管理業務の大口受注もあり、これもほぼ計画どおりの数字になると推測しています。皆様のご努力に感謝します。

下半期も引き続き厳しい社会情勢になると思いますが、会社の将来に希望を灯す「40期」となるよう皆様とこの苦難を乗り越えていきたいと思っています。



例年であれば10月は「実りの秋」、「食欲の秋」、「行楽の秋」、「読書の秋」、「芸術の秋」といわれ、一年の中で最も活動が活発で心も満たされる季節です。

しかし、今後はあらゆる面で今までとは違った生活様式に変えていかなければならないと思います。どうか皆様には、充実した日々となる手だてを見出されることを切に願っています。

労使協定と過半数代表者

《 労使協定 》

会社は、従業員の皆様が安心して働ける職場を作るため、労働時間や賃金をはじめ、人事・服務規律など労働条件や待遇の基準を「就業規則」で定めています。

しかし、労働基準法に準拠した就業規則にも限界があり、例外の規則を設けることもあります。このように例外の規則を設ける場合は、労働者の代表者と会社で新たに書面により協定することとなりますが、この協定のことを「労使協定」といいます。

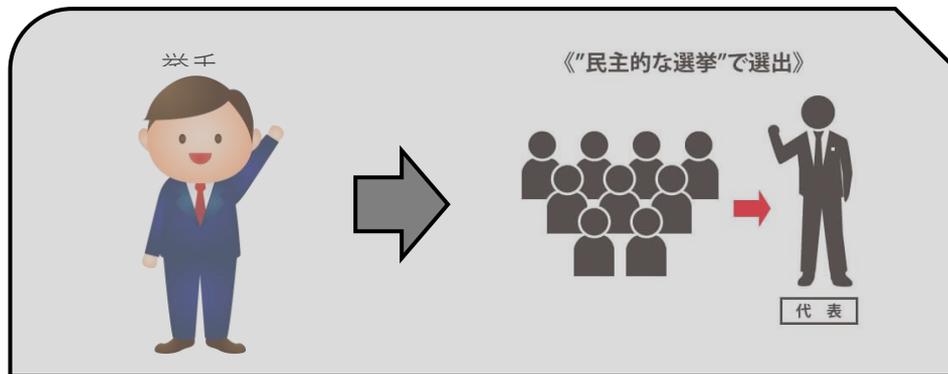


《 過半数代表者 》

労使協定の際の労働者の代表者（締結当事者）は、労働組合又は当社のように労働組合の無い事業所では、「労働者の過半数を代表する者」となります。

この労働者の過半数を代表する者を「過半数代表者」といい、選出する方法として、「投票」、「挙手」及び「労働者の話し合い」があります。

当社では、挙手により申し出のあった方を従業員の皆様の賛同を得て、過半数代表者として選出しています。



現在の過半数代表者

本 社	神 田 雅 章
呉営業所	道 坂 智 康
東山口営業所	林 光 弘
三次営業所	新 家 逸 宏
東広島営業所	近 永 隆 之

36協定

労使協定で代表的なのが、労働基準法第36条で定められている「時間外労働及び休日労働に関する協定」です。

この労働時間に関する協定が、労働基準法第36条に規定されていることからこの労使協定を一般的に「36協定」と呼んでいます。

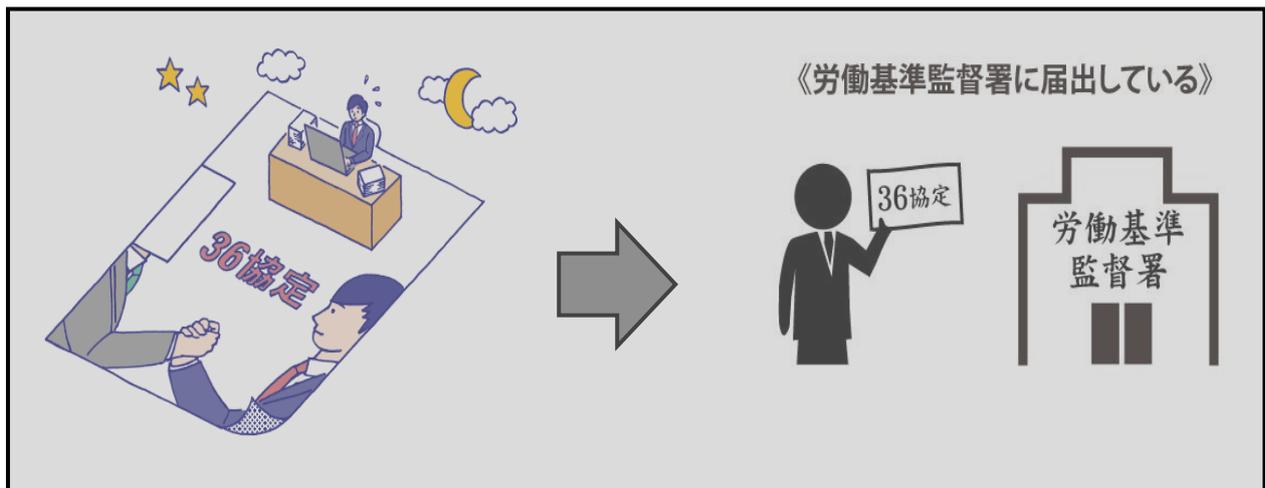


労働基準法に基づいた就業規則には、1日の労働時間や1週間の労働時間また法定休日を定めています。

しかし、業務の密度や緊急性などにより、必ずしも定められた勤務時間では処理できない場合もあります。

そこで、労働基準法第36条では、「会社（使用者）は過半数代表者労働者と、書面による時間外労働及び休日労働に関して協定を行い、協定したことを所轄の労働基準監督署に届け出た場合は、「法で定められた労働時間の規定にかかわらず、勤務時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」と定められています。

会社はこの36協定を締結・届出することによって、労働基準法違反に問われることなく法定時間（1日8時間、1週40時間）を超え、又は休日労働を命じることが可能となります。



「36協定」の協定期間は1年間で、当社では12月1日から翌年の11月30日としております。

協定内容は、本社や営業所に掲出していますので何時でも閲覧できます。

新型コロナウイルス Q & A

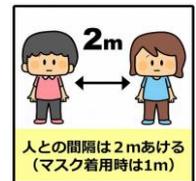
新型コロナウイルスに関する Q & A が、国から示されています。
その中で、特に参考となりそうな 2 項目を紹介します。

「新しい生活様式」の実践例

◆一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の 3 つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。
- 会話する際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状が無くてもマスクを着用する。ただし、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。



人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。

- 手洗いは 30 秒近くかけて水と石鹸で丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこであったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

新型コロナウイルスを含む感染症対策へのご協力をお願い致します。

3つの「密」を避けましょう



日頃の生活の中で 3 つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

◆日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 ■ 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を 28℃以下に）
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 身体的距離の確保
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

◆ 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 一人または少人数で空いた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ませます。
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯を避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する。

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう

娯楽、スポーツ等

- 公園は空いた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

- 料理に集中、お喋りは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲み
は避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は
参加しない



家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

感染が疑われる本人は外出を控えてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときは、職場などにはいかないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、同居されているご家族は以下の「8点」にご注意ください。

1 部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どものいる方、部屋数が少ない場合など、部屋が分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。寝る時は頭を互い違いにしましょう。

2 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

3 マスクを付けましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください。（アルコール手指消毒剤でも可）マスクが汚れたときは、新しい清潔なマスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

4 こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

5 換気をしましょう

風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の注意点



6 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

※ 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.5%（製品が6%の場合、水3ℓに液を25ml）になるよう調整してください。トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄で構いません。感染が疑われる家族の使用した物を分けて洗う必要もありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

7 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

糞便からウイルスが検出されることがあります。

8 ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

新入社員紹介

令和2年に採用されました職員を紹介します。



《氏名》
《採用年月日》
《所属》
《趣味》

(さかき ゆうき)
榊 友紀 (36歳)
令和2年2月17日
警備推進部
ウォーキング



《氏名》
《採用年月日》
《所属》
《趣味》

(かねこ ひろき)
金子 弘樹 (24歳)
令和2年3月6日
警備推進部
サッカー



《氏名》
《採用年月日》
《所属》
《趣味》

(なみかわ ともき)
並川 智紀 (25歳)
令和2年7月21日
警備推進部
映画鑑賞・釣り

《お断り》

編集後記は、紙面の都合により省略させていただきました。

文責：総務経理部 N. T